

社会福祉法人あゆみの会評議員の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみの会（以下、「法人」という。）の評議員（以下、「評議員」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報酬の総額および基準)

第2条 評議員が法人の運営管理のために勤務した場合は、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、1時間あたり5,000円とし、評議員の報酬の年間総額は300,000円を限度とする。

3 評議員の出退勤の確認は、タイムカードまたは出勤簿の記録によるものとする。

4 評議員が評議員会へ参加した場合は、当規程に定める報酬は支給せず、「社会福祉法人あゆみの会の費用弁償に関する規程」に定める日額費用弁償（交通費及び日当を含む）のみを支給する。

(支 給 日)

第3条 評議員の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改 正)

第4条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人あゆみの会評議員会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成23年1月6日から施行する。

この規則は、平成29年6月17日から施行する。